

令和4年度愛媛県NPO法人育成支援事業 (地域協働推進活動助成)の募集について

県では、地域の課題解決に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動を支援するとともに、NPO活動の更なる活性化を促進するため、県民、企業、団体等からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、NPO法人等に対する助成を行っています。

このたび、令和4年度において、**中間支援組織が、地域課題解決の支援に係るモデル的な事業を実施する経費に対し助成する「地域協働推進活動助成」**を、次のとおり募集します。

なお、事業等の詳細については、愛媛ボランティアネットに掲載している事業実施要領、補助金交付要綱等をご覧ください。男女参画・県民協働課までお尋ねください。

1 助成内容

名 称	助成内容	助成金額	助成団体数
地域協働推進活動助成	中間支援組織による、地域課題の解決の支援に係るモデル的な事業の経費に対する助成	300 千円以内 ／ 1 団体	3 団体

【中間支援組織】

この事業において「中間支援組織」とは、NPO法人等の地域活動団体と行政や企業等の間に立って、地域活動団体を支援する組織のことを指します。公営又は民営の別を問いません。

2 対象団体

- (1) 応募することのできる団体は、中間支援組織(契約上の必要性等から、中間支援組織の運営を受託するNPO法人等が当該法人名で応募する場合等を含む)です。
- (2) 地域協働推進活動助成の補助金を受けて行う事業に、他の補助金等(例えば、愛媛県「三浦保」愛基金の補助金、国、民間団体等の設置している助成金等)を重複して充当することはできません。

3 補助対象活動

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるいずれの要件にも該当する活動です。

- ①地域課題解決の支援に係るモデル的な事業を実施する活動
- ②営利を目的としない助け合い、支え合いの社会貢献活動
- ③新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動

4 補助対象活動実施期間

交付決定の日から令和5年3月15日まで

5 補助対象経費

補助対象経費は、別表「補助対象経費」のとおりです。詳細は愛媛ボランティアネットをご覧ください。男女参画・県民協働課までご連絡ください。

6 審査方法

民間の委員及び県職員で構成する「えひめ地域協働推進事業選考委員会」において、公開プレゼンテーションによる選考を実施し、その結果を基に知事が補助対象団体を決定します。(プレゼンテーションの詳細については、別途お知らせします。)

〔審査のポイント〕

審査項目	審 査 の 内 容
公 益 性	・地域社会にとって必要性が高い活動に取り組み、新たな公的サービスの担い手として積極的に活動している団体であること。
必要性と効果	・現状の課題等を認識しており、事業効果が期待できること ・今後の活動の広がりや人材の育成が期待できること。
実 現 性	・効率的な事業計画が立てられ、計画どおりの執行が可能であること。

7 提出書類

①愛媛県NPO法人育成支援事業申込書(別紙1)

②企画提案書(別紙2)

注1)提出書類の様式は、愛媛ボランティアネットからダウンロードできます。

注2)提出された書類は、担当者の連絡先などの個人情報に関する部分を除き、原則、公開させていただきます。

8 募集期間

令和4年4月11日(月)から5月27日(金)〔※郵送必着〕

9 提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課 県民協働グループ
(〒790-8570)愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL. 089-912-2305 FAX. 089-912-2444

E-mail : danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

◇愛媛ボランティアネット <https://nv.pref.ehime.jp/atakahtml/>
(「あったか基金」で検索してください。)

地域課題の解決に
取り組む
中間支援組織からの
ご応募まってるきゃん！



[別 表]

補 助 対 象 経 費

◎補助対象経費は、原則として次の表の「費目」の欄に掲げる経費であって、事業実施のために直接必要となるものです

費 目	経費の具体例
報 酬	非常勤職員の役務に対する給付(当該事業に係るものに限る)
給 料 等	常勤職員の役務に対する給付(当該事業に係るものに限る)
共 済 費	社会保険料 等(当該事業に係るものに限る) (雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料)
賃 金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金
報 償 費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入 等
旅 費	研修会等の講師招へい、先進地視察、研修会等参加のための旅費
需 用 費	消耗品費(単価が5万円未満の物品購入など)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 等
役 務 費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車等のレンタル料、機器等のリース料 等
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

・領収書により支出が確認できない等、使途が不明なものについては補助の対象になりません。(実績報告提出の際には、領収書写し等の添付が必要となります。)

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

- ・役員報酬に要する経費
- ・土地の購入に要する経費
- ・資格の取得に要する経費
- ・販売を目的としたものに係る経費

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外の経費であっても補助対象経費となる場合があります。(詳しくは、男女参画・県民協働課へお問い合わせください。)